

法務専攻の皆様へ

法理学担当の足立英彦です。私の講義では、論理学の基礎を説明し、それに基づき法や法的判断の論理的構造を理解することを目標とします。

私たちが普段使っている文章はどうしても曖昧になりがちです。法令や判例、学者の法解釈など、法に関わる様々な情報も文章で書き表されています。したがって、文章から導かれ、文章で表現される法的判断も曖昧さから逃れられません。

しかしながら、法曹は個々の具体的な事件に対して、曖昧さのない、明確な法的判断を示さなければならず、したがって、文章の曖昧さを減らす方法を知っておかなければなりません。その方法は2つあります。一つ目は主観的な方法、二つ目は客観的な方法です。

主観的な方法とは、話し手・書き手がどういった意図でその文章を用いたのかとか、聞き手や読み手はその文章をどう解釈したいのか、といった、文章を作る側や文章を受け取る側の考えに基づいて意味を確定する方法です。法令に限って言えば、法令の書き手（立法者）の意図を重視することは、民主主義の原理を尊重することを意味し、法令の読み手（法解釈者）の意図を重視することは、法的紛争の合目的かつ正しい解決を図ることにつながります。しかしどちらも主観性からは逃れ難く、曖昧さを解消する決定打にはなりにくい、という難点があります。

二つ目の客観的な方法は、推論の論理的構造に着目します。第一に、法的判断がいくつかの前提から論理的に妥当な推論によって、または少なくとも説得的な推論によって導かれることを示します。第二に、その推論の前提がすべて正しいことを示します。このような推論の過程は、結局のところ文章で表現しなければなりませんので、やはり曖昧さは残ってしまいます。それでも、推論の論理的な構造をふまえれば、その推論から導けない解釈は排除されます。その排除の力は、客観的であり、個々人の主観を超越します。論理学は、推論の論理的な構造を把握し、その推論から導けない解釈を排除するためのもっとも有効な手段です。そのため、法曹になろうとする皆さんの必須の手段でもあるのです。

講義の目標は以上の通りです。その他の点については、遠慮なくメール（hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp）でお問い合わせください。

初回は筆記用具のみ持参していただければ結構です。初回の予習は不要です。2回目以降は、事前にお配りするテキストを読んでいただくよう案内します。授業は第2クオーターの月1限+木1限です。**法務専攻の全ての皆様の受講を歓迎します。**

なお、この授業は法学研究科の共通科目ですので、法学研究科法学・政治学専攻の院生も履修できます。また、来年度に法学研究科への進学を予定している学類4年生も、先取履修制度を利用することにより、この科目を履修できます。

以上